

必要書類一覧【セーフティネット保証1号】

対象中小企業者： ◎当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業
◎当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との直近1年以内の取引規模が20%以上である中小企業者

① 認定申請書2部

【市ホームページから取り出せます】

② 法人の場合：直近の決算書4表

(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書)

③ 法人の場合：商業登記簿謄本の写し

(1号認定を初めて申請する場合に必要。2回目以降の申請で、変更がなければ省略可。)

④ 個人の場合：直近の確定申告書の写し

⑤ 当該事業者に対しての売掛金債権等、取引規模が確認できる資料

(取引に係る明細、伝票等の写し・勘定科目内訳書等)

⑥ 金融機関に認定申請の手続きを委任する場合：委任状

【市ホームページから取り出せます】